

復興特別所得税に関する政令の一部を改正する政令新旧対照表

改正後

(分配時調整外国税相当額の控除)

第二条の二 法第十三条の二第一項に規定する所得税の額として政令で定める金額は、同項の居住者のその年分の所得税の額（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第九十三条及び第九十五条の規定を適用しないで計算した場合の所得税の額とし、附帯税（国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二条第四号に規定する附帯税をいう。第五項及び次条第二項において同じ。）の額を除く。）とする。

2 法第十三条の二第一項の規定により復興特別所得税の額から控除する金額は、前項に規定するその年分の所得税の額のみを基準所得税額（法第十条に規定する基準所得税額をいう。第五項及び次条において同じ。）として法第十三条の規定を適用して計算した場合の復興特別所得税の額に相当する金額を限度とする。

3 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第八条の四第三項第四号の規定により読み替えられた所得税法第九十三条第一項の規定の適用がある場合における前二項の規定の適用については、第一項中「第五項」とあるのは「以下この条」と、「除く。」とあるのは「除く。」及び租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第八条の四第一項の規定による所得税の額（附帯税の額を除く。）と、前項中「のみ」とあるのは「及び租税特別措置法第八条の四第一項の規定による所得税の額（附帯税の額を除く。）のみ」とする。

4 租税特別措置法第四十一条の十九第五項第一号の規定により読み替えられた所得税法第九十三条第一項の規定の適用がある場合における第一項及び第二項の規定の適用については、第一項中「第五項」とあるのは「以下この条」と、「除く。」とあるのは「除く。」及び租税特別措置法第四十一条の十九第一項の規定による所得税の額（附帯税の額を除く。）と、第二項中「のみ」とあるのは「及び租税特別措置法第四十一条の十九第一項の規定による所得税の額（附帯税の額を除く。）のみ」とする。

6 | 5 |  
省 略 省 略

改正前

(分配時調整外国税相当額の控除)

第二条の二 法第十三条の二第一項に規定する所得税の額として政令で定める金額は、同項の居住者のその年分の所得税の額（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第九十三条及び第九十五条の規定を適用しないで計算した場合の所得税の額とし、附帯税（国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二条第四号に規定する附帯税をいう。第四項及び次条第二項において同じ。）の額を除く。）とする。

2 法第十三条の二第一項の規定により復興特別所得税の額から控除する金額は、前項に規定するその年分の所得税の額のみを基準所得税額（法第十条に規定する基準所得税額をいう。第四項及び次条において同じ。）として法第十三条の規定を適用して計算した場合の復興特別所得税の額に相当する金額を限度とする。

3 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第八条の四第三項第四号の規定により読み替えられた所得税法第九十三条第一項の規定の適用がある場合における前二項の規定の適用については、第一項中「第四項」とあるのは「以下この条」と、「除く。」とあるのは「除く。」及び租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第八条の四第一項の規定による所得税の額（附帯税の額を除く。）と、前項中「のみ」とあるのは「及び租税特別措置法第八条の四第一項の規定による所得税の額（附帯税の額を除く。）のみ」とする。

5 | 4 |  
同 上 同 上

7) 租税特別措置法第四十一条の十九第五項第一号の規定により読み替えられた所得税法第六十五条の五の三第一項の規定の適用がある場合における第五項の規定の適用については、同項中「除く。」とあるのは、「除く。」及び租税特別措置法第四十一条の十九第一項の規定による所得税の額（附帯税の額を除く。）とする。

(申告による納付等)

## 第六条 省 略

### 2 省 略

3 所得税法施行令第二百六十六条の二(第三項及び第四項を除く。)の規定は、法第十八条第七項の規定により納税を猶予する場合について準用する。この場合において、同令第二百六十六条の二第六項第一号中「納税猶予分の所得税額」とあるのは「納税猶予分の所得税額に相当する所得税に係る復興特別所得税の額」と、同項第二号中「法第二十條第一項第三号(確定所得申告)」とあるのは「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成二十三年法律第十七号)第十七条第一項第二号(課税標準及び税額の申告)」と読み替えるものとする。

4 法第十八条第七項に規定する納税猶予分の所得税額の端数計算及び当該納税猶予分の所得税額に相当する所得税に係る復興特別所得税の額の端数計算については、所得税法施行令第二百六十六条の二第四項及び前項において準用する同条第六項の規定にかかわらず、これらの額の合計額によって行い、当該合計額に百円未満の端数があるとき、又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

5 所得税法施行令第二百六十六条の三(第三項及び第六項から第十項までを除く。)の規定は、法第十八条第九項又は第十項の規定により納税を猶予する場合について準用する。この場合において、同令第二百六十六条の三第四項中「相続等納税猶予分の所得税額」とあるのは「相続等納税猶予分の所得税額に相当する所得税に係る復興特別所得税の額」と、「所得税に係る同項に規定する確定申告期限」とあるのは「所得税に係る復興特別所得税に係る復興特別所得税申告書の提出期限」と、「所得税に係る法第五十一条の六第一項」とあるのは「所得税に係る復興特別所得税に係る東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保

(申告による納付等)

## 第六条 同 上

### 2 同 上

3 所得税法施行令第二百六十六条の二(第一項及び第二項を除く。)の規定は、法第十八条第七項の規定により納税を猶予する場合について準用する。この場合において、同令第二百六十六条の二第四項第一号中「納税猶予分の所得税額」とあるのは「納税猶予分の所得税額に相当する所得税に係る復興特別所得税の額」と、同項第二号中「法第二十條第一項第三号(確定所得申告)」とあるのは「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成二十三年法律第十七号)第十七条第一項第二号(課税標準及び税額の申告)」と読み替えるものとする。

4 法第十八条第七項に規定する納税猶予分の所得税額の端数計算及び当該納税猶予分の所得税額に相当する所得税に係る復興特別所得税の額の端数計算については、所得税法施行令第二百六十六条の二第二項及び前項において準用する同条第四項の規定にかかわらず、これらの額の合計額によって行い、当該合計額に百円未満の端数があるとき、又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

5 所得税法施行令第二百六十六条の三(第一項及び第三項から第七項までを除く。)の規定は、法第十八条第九項又は第十項の規定により納税を猶予する場合について準用する。この場合において、同令第二百六十六条の三第二項中「相続等納税猶予分の所得税額」とあるのは「相続等納税猶予分の所得税額に相当する所得税に係る復興特別所得税の額」と、「所得税に係る同項に規定する確定申告期限」とあるのは「所得税に係る復興特別所得税に係る復興特別所得税申告書の提出期限」と、「所得税に係る法第五十一条の六第一項」とあるのは「所得税に係る復興特別所得税に係る東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保

に関する特別措置法（以下この条において「特別措置法」という。）第二十条の二第六項（期限後申告及び修正申告等の特例）において準用する法第五十一条の六第一項」と、同条第十一項中「所得税につき法第五十一条の六第一項」とあるのは「所得税に係る復興特別所得税につき特別措置法第二十条の二第六項において準用する法第五十一条の六第一項」と、「相続等納税猶予分の所得税額」とあるのは「相続等納税猶予分の所得税額に相当する所得税に係る復興特別所得税の額」と、「同項（同条第三項）とあるのは「特別措置法第十八条第十項（申告による納付等）」（同条第十一項）と、「同条第二項」とあるのは「同条第十項」と、同条第十三項第一号中「納税猶予分の所得税額」とあるのは「納税猶予分の所得税額に相当する所得税に係る復興特別所得税の額」と、同項第二号中「法第二百二十条第一項第三号（確定所得申告）」とあるのは「特別措置法第十七条第一項第二号（課税標準及び税額の申告）」と、同条第十四項中「所得税額の合計額」とあるのは「所得税額の合計額に相当する所得税に係る復興特別所得税の額」と、「贈与の日」と、「とあるのは「贈与の日」と、「法第二百二十条第一項第三号（確定所得申告）」とあるのは「特別措置法第十七条第一項第二号（課税標準及び税額の申告）」と、「と読み替えるものとする。

6 第四項の規定は、法第十八条第九項に規定する贈与納税猶予分の所得税額及び当該贈与納税猶予分の所得税額に相当する所得税に係る復興特別所得税の額又は同条第十項に規定する相続等納税猶予分の所得税額及び当該相続等納税猶予分の所得税額に相当する所得税に係る復興特別所得税の額について準用する。この場合において、第四項中「第二百六十六条の二第二項」とあるのは「第二百六十六条の三第十項」と、「前項において準用する同条第六項」とあるのは「次項において準用する同条第十三項」と読み替えるものとする。

（復興特別所得税に係る所得税法施行令等の適用の特例）

第十三条 復興特別所得税に係る次の表の第一欄に掲げる法令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、同表の第四欄に掲げる字句とする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
-----	-----	-----	-----

に関する特別措置法（以下この条において「特別措置法」という。）第二十条の二第六項（期限後申告及び修正申告等の特例）において準用する法第五十一条の六第一項」と、同条第八項中「所得税につき法第五十一条の六第一項」とあるのは「所得税に係る復興特別所得税につき特別措置法第二十条の二第六項において準用する法第五十一条の六第一項」と、「相続等納税猶予分の所得税額」とあるのは「相続等納税猶予分の所得税額に相当する所得税に係る復興特別所得税の額」と、「同項（同条第三項）とあるのは「特別措置法第十八条第十項（申告による納付等）」（同条第十一項）と、「同条第二項」とあるのは「同条第十項」と、同条第十項第一号中「納税猶予分の所得税額」とあるのは「納税猶予分の所得税額に相当する所得税に係る復興特別所得税の額」と、同項第二号中「法第二百二十条第一項第三号（確定所得申告）」とあるのは「特別措置法第十七条第一項第二号（課税標準及び税額の申告）」と、同条第十一項中「所得税額の合計額」とあるのは「所得税額の合計額に相当する所得税に係る復興特別所得税の額」と、「贈与の日」と、「とあるのは「贈与の日」と、「法第二百二十条第一項第三号（確定所得申告）」とあるのは「特別措置法第十七条第一項第二号（課税標準及び税額の申告）」と、「と読み替えるものとする。

6 第四項の規定は、法第十八条第九項に規定する贈与納税猶予分の所得税額及び当該贈与納税猶予分の所得税額に相当する所得税に係る復興特別所得税の額又は同条第十項に規定する相続等納税猶予分の所得税額及び当該相続等納税猶予分の所得税額に相当する所得税に係る復興特別所得税の額について準用する。この場合において、第四項中「第二百六十六条の二第二項」とあるのは「第二百六十六条の三第七項」と、「前項において準用する同条第四項」とあるのは「次項において準用する同条第十項」と読み替えるものとする。

（復興特別所得税に係る所得税法施行令等の適用の特例）

第十三条 同上

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
-----	-----	-----	-----

省略	租税特別措置 法施行令			省略	省略
省略	省略	第二十六條の 第二十八の三の 二第四項第三 号及び第四号	第二十六條の 第十七第八項	省略	省略
省略	省略	調整所得税額を 控除した金額	所得税の額	省略	省略
省略	省略	調整所得税額を控除し た残額に百分の二・一 を乗じて計算した金額 と当該残額との合計額	所得税の額及び当該所 得税の額に係る復興特 別所得税の額の合計額	省略	省略

2 省略

3 第一項に定めるもののほか、所得税又は復興特別所得税に係る国税通則法及び国税通則法施行令の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 省略

二 国税通則法第六十六條第六項及び第六十八條第四項並びに国税通則法施行令第二十七條の二の規定の適用については、所得税及び復興特別所得税は、同一の税目に属する国税とみなす。

4・5 省略

附則

この政令は、令和七年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第六條の改正規定 令和五年四月一日

同上	同上			同上	同上
同上	同上	第二十六條の 第十七第八項	同上	同上	同上
同上	同上	同上	所得税の額	同上	同上
同上	同上	同上	所得税の額及び当該所 得税の額に係る復興特 別所得税の額の合計額	同上	同上

2 同上

3 同上

一 同上

二 国税通則法第六十六條第五項及び第六十八條第四項並びに国税通則法施行令第二十七條の二の規定の適用については、所得税及び復興特別所得税は、同一の税目に属する国税とみなす。

4・5 同上

二| 第十三条第三項第二号の改正規定 | 令和六年一月一日 |

—